

## (2) 支援給付制度について

支援給付の実施に当たっては、特定中国残留邦人等の置かれている事情にかんがみ、特定中国残留邦人等及びその配偶者が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするために必要な配慮をして、懇切丁寧に行うものとする。(支援法第14条第5項)

### ア 趣旨

支援給付は、特定中国残留邦人等の置かれた特別の事情にかんがみ、①まずは老齢基礎年金を満額支給する措置を行い、②加えて、その年金を補う給付を行うという考え方で、生活保護の基準の例により実施している。

特定中国残留邦人等は、①長期にわたって中国等への残留を余儀なくされたため、日本人としての義務教育を受けるチャンスがなく、多くの人が今日においても日本語が不自由な状態であり、②帰国が遅れたために、高度経済成長の恩恵を享受することができず、老後の備えが不十分であるという特別な事情に置かれている現状に対して、老後の生活を安定させる観点から創設された。

### イ 支援給付の実施に当たり留意する事項

支援給付の実施に当たっては、法令に定めるところはもとより、支援給付の実施要領と実施要領の取扱い等に従って適正な実施に努めること、また、機械的な運用に陥ることのないように、対象者が置かれている事情を把握・理解し、個々のニーズに応じたきめ細かな支援を行うよう努めること。

なお、支援給付は特別の定めがない限り「生活保護法」の規定の例によることになるため、「生活保護法」と保護の実施要領等についても理解すること。その際には、特に支援給付と生活保護制度の相違点に十分留意すること。

### ウ 給付の内容

支援給付は生活支援給付、住宅支援給付、医療支援給付、介護支援給付、出産支援給付、生業支援給付及び葬祭支援給付から構成されている。

各支援給付の内容・基準は生活保護法の規定の例による。医療支援給付と介護支援給付は、医療機関等に委託して行う現物給付を原則とし、それ以外は金銭給付が原則である。

### エ 対象者

支援給付の対象者は次のいずれかに該当する者である。

- (ア) 特定中国残留邦人等とその配偶者で、世帯の収入が一定の基準に満たない者
- (イ) 支援給付を受けている特定中国残留邦人等の属する世帯にその者の配偶者がある特定中国残留邦人等が死亡した場合の配偶者
- (ウ) 支援給付の施行(平成20年4月1日)前に60歳以上で死亡した特定中国残留邦人等の配偶者で、法施行の際現に生活保護を受けていた者

### オ 支援給付を受ける条件

世帯の収入が、生活保護における基準を下回り、かつ保有する資産(預貯金、不動産等)が、保有を認められる範囲内(老齢基礎年金の満額支給に必要な40年間分の保険料相当の一時金の額まで)であること。

## カ 実施機関

支援給付は都道府県知事、市長又は福祉事務所を設置する町村長が行う。

## キ 手続き

原則として、特定中国残留邦人等の居住地を所管する実施機関が、当該者からの申請を受け付け、収入や資産等の調査を行い、支援給付の決定を行う。

## ク 生活保護との運用上の主な違い

### (ア) 資産の取扱い

開始申請時に保有が容認される預貯金等や、保有が認められる自動車の取扱いが異なる。

また、要支援世帯向け不動産担保型生活資金（リバースモーゲージ）の対象となる不動産は、その適用について個別に厚生労働省に協議を行うようお願いする。

### (イ) 収入認定の取扱い

年金収入のうち、特定中国残留邦人等本人の収入は、老齢基礎年金の満額相当額までは収入認定除外として取扱い、その額を超えた額は3割を収入認定から除外する。

また、その他の収入（配偶者の年金収入、就労に伴う収入等）も3割を収入認定から除外する。

### (ロ) 子供や孫世帯と同居している者の収入認定の取扱い

支援給付受給者の高齢化に伴い、安心した老後の生活を送るために子供や孫世帯と同居を希望する（同居している）者に対応して、子供等世帯と同居することを阻害すること（同居を理由に支援給付が受けられなくなる）のないよう、子供等世帯収入の認定方法について一定の配慮を行っている。

### (エ) 家庭訪問の頻度

支援給付受給者への適切な支援を行うために、他法他施策の活用や交流事業への参加など、多様な視点から支援の必要性を検討する必要がある。支援給付受給者の健康状態や生活状況の変化、世帯の状況を把握するため、少なくとも1年に1回以上は家庭訪問調査（入院入所者の病院等への訪問調査を含む。）を行う。

なお、世帯の状況に変化があると認められるなど、訪問することが必要である時には、世帯の状況に応じ随時に家庭訪問調査を行う。

### (オ) 扶養義務の取扱い

生計を別にする子供や孫に対しては原則として直接扶養照会を行わない。

### (カ) 海外渡航の取扱い

支援給付受給者が親族訪問や墓参等を目的とした2ヶ月程度の中国や樺太等を訪問する時は、その渡航に要した費用は収入認定を行わない。

### (キ) 医療機関受診手続き

医療券等を直接実施機関から医療機関へ送付する。支援給付受給者が医療機関で受診する際は、「本人確認証」を医療機関等の窓口に表示する。

## ケ 連絡事項

### (ア) 高齢化への対応について

支援給付受給者は、高齢者の構成となることから、

- ① 必要なニーズが的確に把握され、それに応じた援助が関係機関等との連携により実施されているか。

- ② 介護保険法に定める要介護（支援）の状態と考えられる者については、要介護認定申請が検討されているか。
  - ③ 必要な生活環境等の整備のための介護保険や障害者自立支援給付などの制度活用が図られているか。
  - ④ 配偶者の年金等の受給の可否が検討されているか。
- といった視点で定着後の生活支援を実施するようお願いする。

#### (イ) 生活扶助基準の見直しへの対応について

- ① 生活扶助基準の見直しが平成25年8月に実施されることになっており、これに伴い当該基準を用いて算出される支援給付費の額も変更されることとなる。  
上記以外については、支援給付制度の運用の取扱い等において大きな変更等はなく、その実施に当たっては、従来どおり柔軟な取扱いをすることとしている。
- ② 平成25年度は、社会保障審議会生活保護基準部会における検討結果に基づく、年齢・世帯人員・地域差による影響の調整や前回（平成20年）の見直し以降の物価動向を踏まえた生活扶助基準の額が見直され、また、各種加算及び期末一時扶助についても物価動向を勘案し見直されることとなっている。なお、激変緩和の観点から適正化の影響を一定程度に抑えるため、現行基準からの増減額が±10%を超えないよう調整され、平成25年8月から3年程度の経過措置を設け、見直しを段階的に行うこととしている（期末一時扶助を除く。）。
- ③ 一時扶助（被服費等）、住宅扶助の住宅維持費、出産扶助（施設分べん）及び生業扶助の技能習得費（高等学校等就業費を除く。）については、それぞれの扶助等の性格を踏まえ、費用の実態等を勘案し、所要の改定を実施することとしている。
- ④ 一時扶助、住宅扶助、出産扶助及び生業扶助の改定についても平成25年8月から実施することとしている。
- ⑤ 特に、生活扶助基準の見直しを実施することとしている平成25年8月の支援給付費の支給については、支給額が変更することについて、別紙に示す参考例を活用するなどして、6月の収入申告書の提出時等事前に支援給付受給者に説明しておくなど、懇切丁寧に行うようお願いしたい。

#### (参考) 生活保護制度の見直しについて

生活困窮者対策及び生活保護制度の見直しに総合的に取り組むとともに、生活扶助基準の見直しを行うこととされている。（平成25年3月11日社会・援護局関係主幹課長会議資料（保護課分）を参照されたい。）